

はり・きゅう、あんま・マッサージのかかり方

○国家資格者であるか確認しましょう！

健康保険の対象となるのは、以下の要件を満たす場合に限られます。

なお、健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

はり・きゅうの場合

- ◆神経痛（坐骨神経痛など） ◆リウマチ（慢性で各関節が腫れて痛む自己免疫性疾患）
 - ◆五十肩（肩の関節が痛く腕が拳がらないもの） ◆頸腕症候群（頸から肩、腕にかけて痺れて痛むもの） ◆腰痛症（慢性の腰痛） ◆頸椎捻挫後遺症（むち打ち症などの後遺症）
- ※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

上記の傷病について、医師による適当な治療手段がなく（医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合等）、はり・きゅうの施術を受けることを認める「**医師の同意**」がある場合です。したがって、はり・きゅうの施術を受けながら、並行して医療機関で同じ傷病の診療を受けた場合は、はり・きゅうの施術は、健康保険扱いとはなりません。

※医師から薬やシップを処方された場合も、治療行為となり、はり・きゅうの施術は健康保険扱いとはなりませんのでご注意ください。

※初回申請時には、**医師の同意書を添付してください。**

あんま・マッサージの場合

◇筋麻痺・筋委縮・関節拘縮等の症状が認められた場合

その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的として、あんま・マッサージの施術が治療上必要と「**医師の同意**」がある場合に限ります。

したがって、疲労回復や慰安目的などのマッサージは健康保険の対象となりません。

※初回申請時には、**医師の同意書を添付してください。**

はり・きゅう、あんま・マッサージを受けるには定期的に医師の同意が必要

健康保険を使って継続して「はり・きゅう、あんま・マッサージの施術」を受けるには、6ヵ月ごとに文書による同意が必要です。医師の同意のない施術は、健康保険の対象となりません。

はり・きゅう施術 保険適用となる疾病

主に下記 6 疾病であり、慢性病で保険医による適当な治療手段がない場合に限り保険適用となるよ。

対象となる疾病

- 神経痛 ・ リウマチ
- 頸腕症候群
- 五十肩 ・ 腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては上記以外でも認められることがあります。

はり・きゅうの対象疾病であっても、同時に同疾病の治療を医療機関で行っている場合は対象外となります。



あんま・マッサージ・指圧施術 保険適用となる症状

医療上、マッサージを必要とする症状に限り保険適用となるよ。

対象となる主な症状

- 筋麻痺
- 筋萎縮
- 関節拘縮 など

※ただし、可動域の拡大など、症状の改善を目的としていること。

同一疾病により、医療機関で医療上のマッサージを行っている場合は対象外となります。



- 保険医が交付する施術への「同意書」が必要です。
- 疲労回復・慰安・予防を目的とする施術は対象外となります。

あはき療養費 Q & A



保険適用の施術を受けるには、どうしたらいいの？

まずは医療機関で保険医の診察を受け、施術の同意書を交付してもらってね。
その後、同意書を持って施術所へ行ってね。



「訪問可」「出張専門」と書いてあったけど、自宅での施術(往療)は保険が適用されるの？

保険適用となる往療は、「患者が疾病や負傷のため自宅で静養している場合など、外出が制限されている状況に限り」認められているよ。
歩行は困難だけど一人で通勤が可能だったり、単に施術所に行くのが面倒などの理由では認められないよ。



しばらく施術を受けてますが症状の改善がみられません。

長期間施術を受けても症状が改善しない場合は、別の疾患も考えられるよ。
不安なら別の保険医の診察を受けてみてね。



領収証を発行してもらえなかったんだけど…？

領収証は施術日と施術金額を証明するものだよ。償還払いでは療養費申請に添付が義務付けられていたり、受領委任払いでは施術所が発行することを義務付けられているよ。
毎回領収証をもらって、内容を確認して保管しておこうね。

